

## ■校則（生徒指導関係）

### 1 校内生活

#### A 服装頭髪に関する規定

##### (1) 男子

###### ア 制服

- ①本校指定のものを着用すること。
- ②ベルト（黒色）を用いて腰骨の上でしっかりと着用すること。また、ズボン裾は、床にかからない程度の丈とすること。

###### イ インナー等

- ①制服からはみ出ないものを着用すること。
- ②体育服を着ることは禁止とする。
- ③色は淡色（白・グレー・ベージュ等）とする。ただし、冬服では黒も可とする。
- ④柄が入っているものは禁止とする。無地で透けにくいものを着用すること。
- ⑤トレーナー、セーター等の防寒着を着る場合は、色は黒または紺とし、無地のものを着用すること。

###### ウ 靴

白を基調とした運動靴（ローカットのみ。華やかなデザインのものとは不可。靴紐は白とする。）、または黒革靴（かかとの低いローファー）とする。ただし、体育の授業時は白の運動靴とする。

###### エ 靴下

白・黒・紺を基調とした色とする。体育の授業時は白色とする。ワンポイントは可。スニーカーソックスは不可。

###### オ 頭髪

- ①高校生らしい品位を保ち、流行の髪型を追いかけず、整髪を心掛けること。
- ②耳まわりや襟まわりは清潔感を保つようにする。前髪は目にかからないこと。ただし、眉をすべて覆わないものとする。もみ上げは耳たぶの上までとする。
- ③パーマやヘアーアイロン、染色・脱色、整髪料等は禁止する。

カ その他

ピアス・ネックレス等のアクセサリー，眉そり等は禁止する。

(2) 女子

ア 制服

- ①本校指定のものを着用すること。
- ②スカート丈はひざが見えない程度の長さとする。

イ インナー等

- ①制服からはみ出ないものを着用すること。
- ②体育服を着ることは禁止とする。
- ③色は淡色（白・グレー・ベージュ等）とする。ただし，冬服では黒も可とする。
- ④柄が入っているものは禁止とする。無地で透けにくいものを着用すること。
- ⑤トレーナー，セーター等の防寒着を着る場合は，色は黒または紺とし，無地のものを着用すること。

ウ 靴

白を基調とした運動靴（ローカットのみ。華美なデザインのもの不可。靴紐は白とする。），または黒革靴（かかとの低いローファー）とする。ただし，体育の授業時は白の運動靴とする。

エ 靴下

儀式の時には必ず指定靴下を着用，それ以外は白・黒・紺を基調とした靴下を着用してもよい。体育の授業時は白色とする。ワンポイントは可。スニーカーソックスは不可とする。冬季は黒のタイツを使用してもよい。

オ 頭髪

- ①高校生らしい品位を保ち，流行の髪型を追いかけず，整髪を心掛けること。
- ②前髪は目にかからないこと。ただし，眉をすべて覆わないものとする。後髪は肩にかかる場合は結ぶこと。結び方は，1つか2つに結わえること。
- ③バレッタ，カチューシャ，シュシュは不可。ヘアピンやゴムの色は黒・紺・茶とする。
- ④パーマ，カール，エクステンション，ヘアーアイロン，染色・脱色などは禁止する。

## カ その他

化粧，アイプチ，眉そり，マニキュア，色つきリップクリーム，ピアスやネックレス等のアクセサリ，カラーコンタクト等は禁止する。

## B 携帯電話・スマートフォンに関する規定

- (1)生徒の登下校中の防犯，交通事故や自然災害などの緊急時の連絡手段を確保するため，登下校中の携帯電話・スマートフォンの所持を認める。携帯電話等の所有を奨励するものではなく，生徒と保護者の要望に応えるものであり，**校内での使用は認めない**という条件付きである。
- (2)生徒の携帯電話・スマートフォンの紛失や破損に関する責任は，**全て保護者にあるものとする**。
- (3)生徒は，携帯電話・スマートフォンを所持して登校する場合，「校内への携帯電話・スマートフォンの持ち込み許可申請書」を提出する。**申請書については年度更新制とする**。持ち込み許可に関しては，所持規則を遵守すること。
- (4)生徒の携帯電話・スマートフォンによるSNSでの問題，個人情報の流出などが発生した場合や，携帯電話・スマートフォンに関する生徒間の問題については，学校は生徒指導および解決の支援は行うが，**原則として保持させた保護者に責任があるものとする**。
- (5)上記以外の内容については，別途審議する。

## C 補助バッグに関する規定

- ・補助バッグについては，華美でないものを使用する。

## D 登下校時の防寒着について

- (1)風よけになるウインドブレーカーを着用すること。自転車・原付通学生は，夜間時を想定して，できるだけ白いものを着用すること。華美なものは認めない。
- (2)マフラーについては，自転車・原付通学生は巻き込みなどによる安全上の問題が生じる恐れがあるため，着用を認めない。徒歩通学生については着用を認める。

## E 更衣について

更衣の時期は、おおむね次のとおりとする。

夏服 6月～9月

中間服 5月及び10月

冬服 11月～4月

## 2 校外生活

(1)常に曾於高校生としての誇りと自覚を持った行動を心掛けること。

(2)アルバイトは原則禁止する。ただし、特別な理由のある場合は特別に審議する。

(3)通学方法について

ア通学方法は、徒歩または公共交通機関等の利用を原則とする。

イ自転車及び原付通学は、保護者の責任のもとで事前に担任に申し出て学校の許可を受けること。

①自転車通学は通学距離が2km以上の生徒に許可する。また、必ず損害賠償保険へ加入すること。

**※ヘルメットの着用を義務化する。**

②通学用自転車は普通型式(電動アシスト自転車も可)のものとし、車体後部に必ず荷台がついているものとする。

③原付通学は通学距離が6km以上30km未満の生徒に許可する。ただし、免許取得については長期休業中を原則とする。

(4)自動二輪運転免許の取得は禁止する。

(5)普通自動車運転免許取得のための自動車学校への入校については、3年次の2学期末に許可をする。ただし、「進路が決定している者」など幾つかの条件を満たしている者に限る。

詳しくは3年次に連絡する。

(6)合宿、キャンプ、宿泊を伴う旅行等は担任に申し出て、学校の許可を受けること。

(7)校外の会、団体、催物に参加する時は、事前に担任に申し出て、学校の許可を受けること。

(8)校内掲示、陳列、配布などをする時は、事前に学校の許可を受けること。